

## 「新型コロナウイルス緊急事態宣言」解除 本村の対応(6月1日以降)について

本村は、国や大阪府の動きを踏まえ、「小中学校の臨時休業」、「村内公共施設の休館」、「イベント等の開催自粛の要請」について、6月1日から再開・解除することとしましたので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、今後、新型コロナウイルス対応が長期化することが予想される中、国や大阪府の動きを踏まえ、変更がある場合は改めて村民の皆さんにお知らせします。

### (1) 村内小中学校の臨時休業等について

- ・ 6月1日から臨時休業を解除し、学校を再開する（ただし、中学校部活動は、6月15日から再開予定）。
- ・ 教育活動の再開にあたっては、最も感染拡大リスクを高める3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）を極力回避した上で、感染防止対策を施しながら対応する。

### (2) 村内公共施設の休館について

- ・ 6月1日から感染防止対策を講じて再開する。
- ・ 再開にあたっては、最も感染拡大リスクを高める3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）を徹底的に回避した上で、感染防止対策を施しながら対応する。また、施設ごとに再開に向けた感染防止のためのガイドライン作成や使用制限の条件などを整理する。

#### 【再開する施設（屋外）】

村民運動場、テニスコート、多目的広場  
農産物直売所および道の駅売店（3月28日から再開済み）

#### 【再開する施設（屋内）】

いきいきサロンくすのき・やまゆり、B & G海洋センター、くすのきホール会議室・図書室、郷土資料館

#### 【再開を見合わせる施設（屋内）】

くすのきホール大ホール（換気の悪い密閉空間のため、当分の間、再開を見合わせる）  
いきいきサロンくすのき娛樂室（ ” ” ）  
いきいきサロンやまゆり娛樂室（カラオケ使用は大声を発するため、当分の間、再開を見合わせる）

※施設の使用制限などは、各施設管理者にお問い合わせください。

### (3)村内イベントなどについて

- ・各種団体主催イベントなどの開催について、6月1日から次の条件を基本に要請する。
  - ①少人数（屋内30人程度以下、屋外50人程度以下）のイベントなどは、次の感染防止対策の徹底を条件とする。
    - ア 3つの密（密閉、密集、密接）の回避を徹底すること。
    - イ 大声での発声、歌声や声援、近接した距離での会話などが原則想定されないこと。
    - ウ 適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気など）が講じられること。
  - ②①の感染防止対策を行うことができないイベントなどは、引き続き、中止又は延期の検討を要請する。
- ・村主催（共催含む）イベントなどについて、少人数のイベントなどは、感染防止対策を徹底した上で開催する。

### (4)役場職員の勤務体制について

- ・役場職員の勤務体制について、5月27日から通常勤務とする。
- ・接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤及び通勤方法の一時変更措置を継続する。
- ・感染防止のため、住民と職員の健康と安全確保を考慮し、職員はマスクを着用する。

### (5)村民の皆さんへの感染防止対策の啓発・周知等について

- ◎引き続き、村民の皆さんへのお願い
- ・当分の間、特定警戒都道府県をまたぐ往来の自粛
  - ・手洗い、うがい、咳エチケット、マスク着用などの感染防止対策の徹底
  - ・3つの密（密閉・密集・密接）の回避
- ◎村民の皆さんへの周知方法
- ・新型コロナウイルス関連情報のチラシ配布（公共施設含む）
  - ・村ホームページ掲載
  - ・防災行政無線放送
  - ・広報車放送
- ※配布方法や放送などについて、住民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。



千早赤阪村

新型コロナウイルス対策本部 Tel.72-0081

<問合せ> 平日9:00~17:30

<http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp>

